森林整備業務入札参加技術要件事前審査要領

森林整備業務入札参加技術要件事前審査要領を、次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定に基づき、県が発注する森林法(昭和26年法律第249号)第41条第3項に規定する保安施設事業のうち、地ごしらえ、植栽、除伐、本数調整伐、下刈等及びこれらに付帯する軽易な業務(以下「森林整備業務」という。)における競争入札に参加しようとする者の技術要件(以下「技術要件」という。)の事前審査に必要な事項を定めるものである。

(技術要件)

第2条 森林整備業務の入札参加者は、森林整備業務取扱要綱第7条(技術要件)に規定する技術職員及び作業職員の要件を満たす者でなければならない。

(事前審査等)

- 第3条 森林整備業務の入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、前条に掲げる技術要件の適否について、事前の審査(以下「事前審査」という。)を申請することができる。
- 2 事前審査の申請については、別途定められた様式により入札参加希望者が行うものとする。
- 3 事前審査は一括して、農林水産局森林保全課において随時実施する。
- 4 事前審査等に必要な書類の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- 5 事前審査の申請には、物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領第5条に規定する 名簿に登録済みであることとする。
- 6 建設業許可における経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は、技術職員及び作業職員と して技術要件の審査を受けることができない。

(事前審査書類)

- 第4条 審査を事前に受けようとする者(以下「事前申請者」という。)は、競争入札参加技術要件事前審査申請書(様式第1号。以下「事前申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。
 - (1) 作業職員に関すること

作業(技術)職員名簿(様式第2号)

(2) 森林整備業務取扱要綱第7条(技術職員)に規定する実務経験を有する者に該当する技術職員に関すること

実務経験証明書(様式第3号)

(事前審査結果の通知)

- 第5条 知事は、前条に規定する事前申請書により実施した事前審査の結果、合格の場合は技術要件 事前審査合格証(様式第4号)を、不合格の場合は技術要件事前審査不合格通知書(様式第5号) を事前申請者に通知するものとする。
- 2 事前申請者は、様式第5号による不合格の通知を受けたときは、技術要件事前審査不合格理由説明請求書(様式第6号)により、不合格理由説明を求めることができる。この場合、知事は、技術要件事前審査不合格理由説明書(様式第7号)によりその理由を説明しなければならない。

(合格証の有効期限)

第6条 合格証の有効期間は、当該事前審査を受けた年度及び翌年度の3月31日までの2年以内とする。

(事前申請書の記載事項の変更等)

- 第7条 事前申請者は、第4条に規定する技術要件事前審査書類のうち、次の各号に掲げる事項に変更があった場合は、事前申請書記載内容変更届出書(様式第11号)を提出しなければならない。また変更に伴い、第2条に規定する技術要件を満たさなくなった場合は、遅滞なくその旨を書面により農林水産局森林保全課に報告するものとする。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 営業所の名称又は所在地
 - (3) 法人にあっては代表者の氏名,個人にあってはその者の氏名
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 技術職員
 - (6) 作業職員

(合格証の取消し)

- 第8条 知事は事前申請者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、合格証を取り消す ものとする。
 - (1) 第2条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - (2) 虚偽の申請により、合格証を受けたことが判明したとき。

(合格証の取消しの通知)

- 第9条 知事は、前条の規定により合格証の取消しをしたときは、その旨及び取り消した理由を合格 証の取消通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の通知に際して、この通知の日から6ヶ月の間、当該申請者の第3条第1項に規定 する申請を受け付けない旨を併せて通知するものとする。
- 3 当該申請者は、合格証の取消しの通知を受けたときは、合格証の取消理由説明請求書(様式第9号)により、合格証の取消理由説明を求めることができる。この場合、知事は、合格証の取消理由説明書(様式第10号)によりその理由を説明しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事前審査に必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から改正する。
- この要領は、平成21年4月1日から改正する。
- この要領は、平成21年7月1日から改正する。
- この要領は、平成23年4月1日から改正する。
- この要領は、平成24年4月1日から改正する。
- この要領は、令和2年4月1日から改正する。